

2016年3月定例会 一括討論

議案第2号、3号、6号、30号の反対討論および、議会議案2号の賛成討論

3月30日

議案第2号「国民健康保険事業特別会計予算」、議案第3号「後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第6号「水道事業会計予算」、議案第30号、国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対の立場から、議会議案第2号、重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業に関する条例について賛成の立場から討論を行います。

宇治市の国民健康保険料は、40歳代夫婦、子一人の3人家族、給与収入300万円で、38万1400円。同条件世帯の協会けんぽ保険料は18万960円で国保世帯の負担感は大変大きいです。

年金収入120万円までの一人世帯の国保料は、年間20,310円。京都府内15市で一番高いです。宇治市の国保料の医療分平等割りが1世帯27,400円と京都府内15市で一番高いため、所得の低い世帯の保険料の負担が大きくなるのです。市民から保険料が高すぎる、引き下げてほしいという声があふれています。

国民健康保険会計は7年連続黒字です。当初予算で歳入を少なく、歳出を多く見込んで、結果毎年の黒字となっています。保険料を取り過ぎていることがいえます。

市は、これまで国保黒字分の半分を基金に積み増してきました。当初予算の歳出での基金積立て額の何十倍もの額を、毎年基金に積んだ結果、基金残高は2015年度末には9億8,289万6千円にもものぼります。基金について宇治市は、年度途中の医療費の高騰のためという理由で、黒字の半額を基金に積みたて、しかし、これまで年度途中の医療費の高騰で基金を取り崩したことはありません。これ以上基金に積み立てることをやめるべきです。

国民健康保険料の均等割、平等割をそれぞれ5,000円引き下げ、負担の限界を超えた高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うべきです。引き下げに3億4000万円ほどの財源が必要ですが、基金を活用し、他市で行っている一般会計からの法定外繰入れを行えば引き下げは可能です。議案30号についても、保険料の引き下げになっていません。

議会議案第1号で保険料の引き下げを行う対案を示しております。

後期高齢者医療保険について、高齢者を一般の医療制度から切り離し、高齢者を差別するもので、認めることができません。

12月定例会で水道料金の値上げが可決し、4月から大幅な値上げがはじまります。平均14.4%の値上げといいますが、平均的な使用料14立米の家庭では21.1%の値上げ、低所得者世帯の基本料金は35.0%もの大幅な値上げとなっています。

水道事業会計は、今後4年間で12.5億円の事業費が不足するとして、大幅な値上げを決めました。しかし、水道事業の財政シミュレーションは収入を少なく支出を多く算定し、誤算がでています。

一般会計繰入金について、値上げを決めてからわずか2か月で、0.9億円が2.6億円と1.7億円の狂いが出ています。仮にこの狂いが4年となれば、6.8億円となります。

施設の耐震化や基幹管路の工事は48.5億円の事業費を見込んでいますが、これは予定価格で、この半年間の落札実績の平均85%に合わせると、38.9億円となり、誤差は9.6億円です。この2つだけでも16.4億円となり、不足の事業費12.5億円は十分に賄うことができます。財政シミュレーションの精査を行い、市民の負担増となる上水道料金の値上げをやめるべきです。

次に、議会議案第2号、重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業に関する条例についての賛成討論を行います。

2014年9月議会に、宇治市障害者施設保護者連絡会代表、加治屋勝枝氏から障害者福祉の充実を求める請願、手帳BもAの人と同様に医療費を無料にしてほしいという趣旨の請願が提出され、全会一致で可決しました。しかし、制度化されませんでした。今年の9月に保護者連絡会のみなさんが6千筆の署名を集められ、市に要望を出されました。議会は2015年9月定例会で府知事に実施を求める意見書を全会一致で可決し、府に提出しています。また、文教福祉常任委員会との保護者会の方の懇談も行い、保護者の皆さんの親亡き後の子の生活を憂う声を直接お聞きしました。しかし、来年度も制度化の予算が組まれていません。

この間の議論で、療育手帳Bの医療費無料化制度は2,900万円で実施できると明らかになりましたが、市は医療費の支援は府の制度で、府の動向を見ていくと拒否してきました。しかし、府福祉医療制度検討会は2011年以降委員の任命もなく、実施されていません。

予算委員会では、他会派委員からも「この間の議会の認識をしないとダメだ。市の努力が見えない。議会として対応せざるを得ない。」「動いていない検討会を答弁に使うのはおかしい。」「10年前の府提言で問題提起されている。この問題になると行政は思考停止になる。市の明るい見通しが無いから議案を出さざるを得ない。」など、市の姿勢を批判するとともに、実施に前向きな意見が出されています。委員会の答弁で副市長は、「条例が可決すれば予算を担保する事務を進める」と約束しました。

市は、この間の流れを真摯に受け止め、保護者の声にこたえ、実施に向けて踏み出すべきです。

この制度を条例化し、実施していくことこそ、請願を全会一致で採択した市議会としての責任の果たし方であるとも考えます。

よって、本議案に賛成するものです。

以上をもって討論といたします。